

## 子育て世帯の方へ、一時金を支給します！



### ▶ 子どもの成長応援臨時給付金 ※所得の制限は、ありません。

○将来を担う子供たちが豊かな成長につながる機会を確保する観点から、小学生及び中学生の児童がいる世帯に対し支給します。

千葉県内の市町村にお住まいの小中学生(※)の養育者等の方に支給します。

※平成20年4月2日～平成29年4月1日生まれの児童

・令和5年4月30日時点で、児童の住民登録のある市町村から支給されます。

### ▶ 子育て世帯応援給付金 ※所得の制限は、ありません。

○物価高騰の影響を特に受ける子育て世帯へ、経済的負担を軽減することを目的に支給します。

令和5年4月30日時点で、山武市にお住まいの未就学児(※)の養育者等の方に支給します。

※平成29年4月2日～令和6年2月29日生まれの児童

### ▶ 支給額

対象児童1人：1万円

### ▶ 申請方法

○同封の申請書に必要事項を記入し、下記の必要書類を添付のうえ、提出してください。

- ①「申請書(請求書)」※同封のもの
- ②受取口座の通帳等の写し
- ③本人確認書類(運転免許証等)の写し ※現金受取希望の方のみ

**Q. 県外から引っ越してきた場合は、対象となりますか？**

A. 「子どもの成長応援臨時給付金」は、令和5年4月30日時点で、千葉県内に児童の住民登録がある市町村から支給されますので、令和5年5月1日以降に転入された場合には対象となりません。

令和5年5月1日以降に県内の別の市町村から転入された方については、転入前の市町村にお問い合わせください。

「子育て世帯応援給付金」は、令和5年4月30日時点で山武市に住民登録がある児童または養育者等が対象となります。

**Q. 養育者等が県外に住んでおりますが、支給対象となりますか？**

A. 「子どもの成長応援臨時給付金」は、対象となりません。

「子育て世帯応援給付金」は、養育者等が令和5年4月30日時点で山武市に住民登録がある場合、対象となります。

**Q. 令和5年5月1日以降に生まれた児童は、対象となりますか？**

A. 「子育て世帯応援給付金」の対象となります。

**Q. いつ頃、振り込まれますか？**

A. 申請月の翌月末までに振込予定です。詳しくは、支払通知書を確認ください。

給付金に関する**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

山武市から問い合わせを行うことがありますが、ATM（現金自動預払機）の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合にはすぐに最寄りの警察にご連絡してください。

問い合わせ先



山武市 子育て支援課  
令和5年度子どもの成長応援臨時給付金担当  
令和5年度山武市子育て世帯応援給付金担当  
〒289-1392 千葉県山武市殿台296番地  
電話 0475-80-2631